

平成 28 年 4 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 山陽百貨店
 代表者名 代表取締役社長 高野 勝
 (JASDAQ・コード8257)
 問合せ先 取締役経営企画統括部長 岩野 誠
 (TEL 079-223-1231)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 87 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

(1) 取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、定款第 25 条（責任限定契約）及び第 33 条（責任限定契約）として、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、第 25 条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役および取締役会 (新設)	第 4 章 取締役および取締役会 <u>(責任限定契約)</u>
第 5 章 監査役および監査役会 第 25 条～第 31 条 (条文記載省略)	<u>第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>
(新設)	第 5 章 監査役および監査役会 第 26 条～第 32 条 (現行どおり)
第 32 条～第 34 条 (条文記載省略)	<u>(責任限定契約)</u> 第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
	第 34 条～第 36 条 (現行どおり)

3. 日程

取締役会決議 平成 28 年 4 月 19 日

株主総会開催日 平成 28 年 5 月 26 日 (効力発生日)

以上